

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目 次  
◇告示 昭和二十八年度前半期の県財政の公表

## 告 示

鳥取県告示第五百七十六号

財政事情の作成及び公表に関する条例(昭和二十三年九月鳥取県条例第五十七号)第二条の規定により昭和二十八年四月一日から昭和二十八年九月三十日までの期間における鳥取県財政概況を次のとおり公表する。

昭和二十八年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

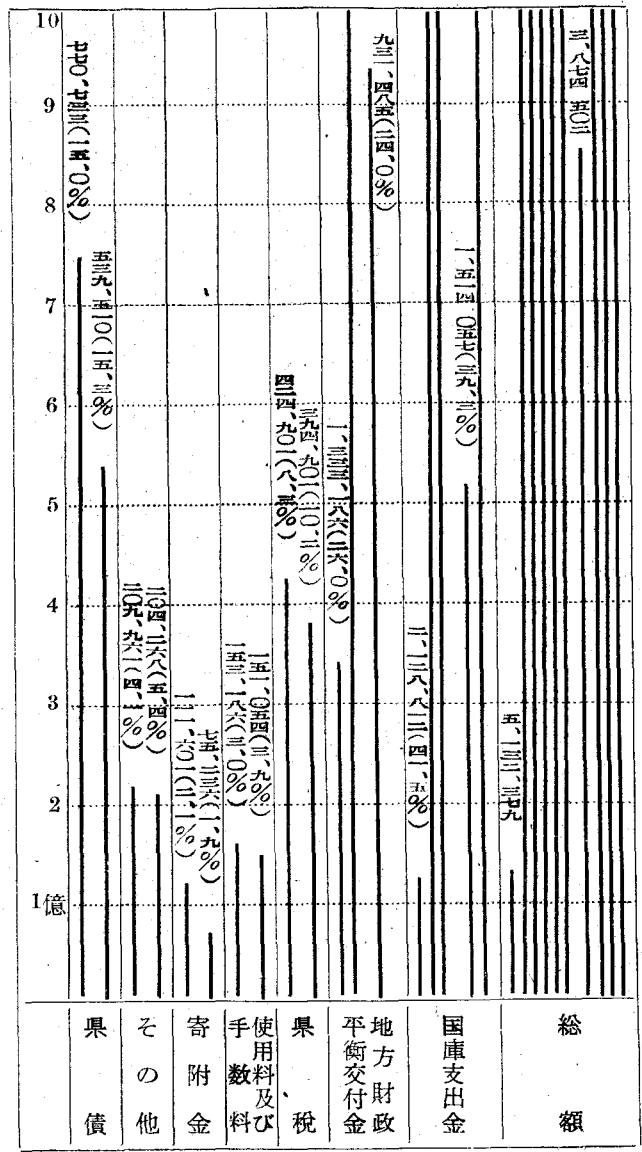
目次

- 一、まえがき
- 二、昭和二十八年度県財政について
- 三、昭和二十八年度予算の収入及び支出について
- 四、昭和二十七年歳入歳出決算について
- 五、県民の県税負担の状況について
- 六、県債・一時借入金及び財産の状況について
- 七、むすび

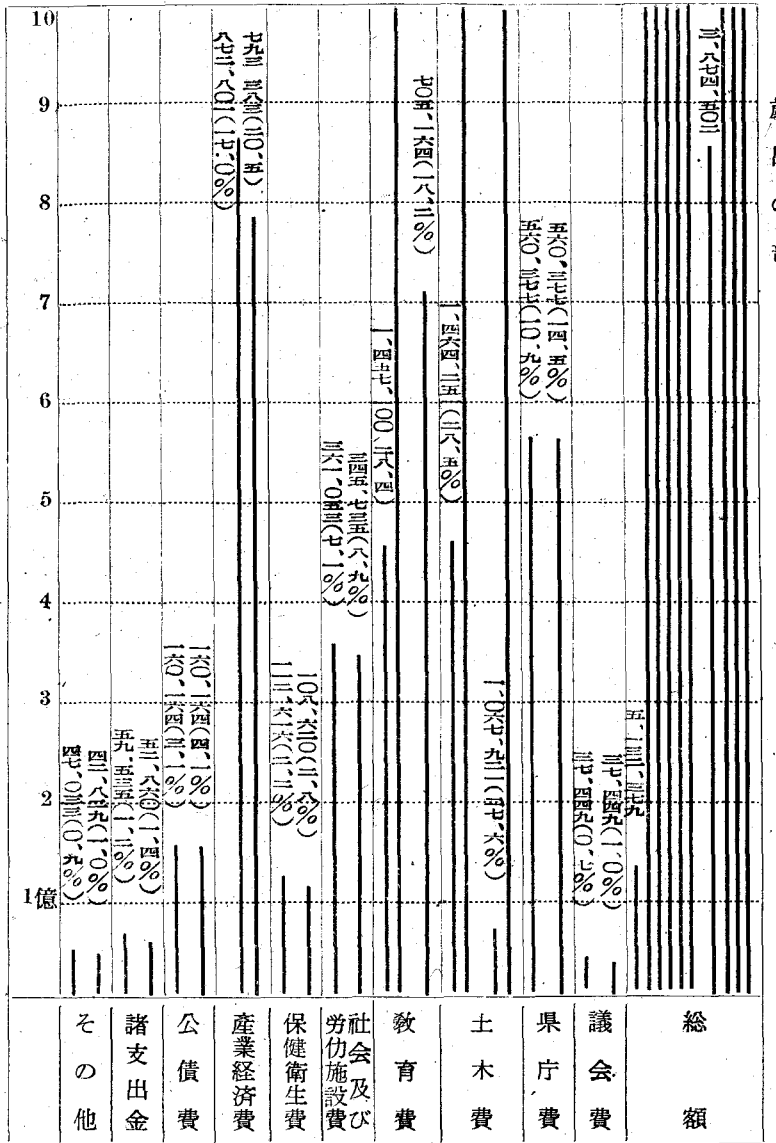
附 表

- 一、昭和二十八年度地方財政計画
- 二、昭和二十八年度地方債計画
- 三、昭和二十七年歳入一般会計歳入歳出決算額分析表
- 四、昭和二十七年歳入一般会計歳入歳出決算額と基準財政需要額との比較表
- 五、昭和二十七年歳入一般会計歳出決算節別分析表
- 六、昭和二十七年歳入税収入額調
- 七、累年の歳出決算額及び税収入に関する調

昭和二十八年度 現計 初予算 算比較 対照表 鳥取県  
 歳入の部  
 昭和二十八年度当  
 初 現計  
 算 比 較 対 照 表  
 鳥 取 県  
 表 中 数 字 単 位 千 円



歳出の部



一、まえがき

第十二回の財政概況を報告致します。

今回は昭和二十八年四月から九月までの上半期における県の財政事情をお知らせするものでありますが、この公表によつて県財政の動きを御承知願ひ一層の御協力を切望する次第であります。

二、昭和二十八年県財政について

1、追加予算について

(1) 四月二十八日専決予算(特別会計分)

四月二十七日午後三時気高郡東郷村大字高路に発生した火災に対する災害救助法による応急救助の経費二十二万余円を特別会計で専決処分致したものであります。

(2) 五月三十一日専決予算(特別会計)

昭和二十七年年度予算の執行については繰上充用の処置をとらない様にあらゆる努力を傾注したのでありますが、特別会計のうち県立中央病院会計及び災害救助費会計については鳥取大火等による影響もあり、使用料手数料及び国庫補助金の減収によりまして二十八年年度予算より繰上充用致さなければ決算ができない事情となりましたので病院会計において五百六十七万余円、災害救助会計において二百十九万余円を繰上充用致すこととし、これが予算措置を講じたものであります。

(3) 六月定例県会

前回の財政公表にも説明致しました如く昭和二十八年当初中予算編成当時、義務教育費に対する政府の方針が未確定であつた爲、取敢えず半額国庫負担制度により三ヶ月分の予算を計上致したのでありますが、この制度も確定致しましたので年間予算を計上すると共に六月五日から九日まで県下一円を襲いました台風二号による災害応急復旧費を計上するの外全額特定財源のものでしかも緊急差し置き難い経費について計上したものであります。即ち義務教育関係経費として七億三千八十余万円、第二号台風の応急土木費として六百三十万余円を又桑園凍霜害対策費百八十五万余円等合計七億四千七百七十余万円を計上致しましたが、これが歳入財源には特定財源の他三億八千九十余万円の一一般財源を必要とするのでありますが、これを全額平衡交付金に求めることと致した次第であります。

なお特別会計発電事業において二百二十万円の追加をいたしました。

#### (4) 七月臨時県会

七月二日夜から六日早朝まで降り続いた豪雨の累計降雨量は鳥取三五七耗、上井三三〇耗、米子三一〇耗、境三一二耗を示し特に四日夜から六日早朝に至る二日間の降雨量は特に甚しく、三十年来の最高降雨量を示すに至りこれが爲県下各河川は殆んど警戒水位を突破し、堤防の決潰或いは激流を招来し各地に橋梁の流失を始め耕地、宅地の冠水等の被害を蒙つたのでありますが、特に今次豪雨は六月上旬の台風二号により降り続いた長雨によりその含水量が飽和状態に達しておりしかも出水が急激であつた爲、各種公共施設に多額の被害を生じ、なお水稻の植付直後であつた爲浸冠水による被害は殊に甚大であり、これらによる豪雨の被害は六日現在死者三名、負傷者二名、建物全壊三六戸、半壊八七戸、床上浸水一、一八六戸、床下浸水三、四六三戸等総額二十一億二百七十余万円に達したのであります。

県におきましては豪雨来襲と共に災害対策本部を設置して災害対策の万全を期すると共に罹災者の増大するに及び災害救助法を発動し災害の応急措置と民生の安定に万全の策をとり県下の全機関をあげて水防救護に不眠不休の努力を傾けたのであります。なお対策の重点が中央折衝にある見地から急拠中央折衝に当つた次第であります。而もこの災害関係経費の内、災害救助費三十五万円は専決すると共に公共施設の復旧に要する経費のうち緊急応急費として土木関係六千万円、農林関係一千四百四十九万円合計七千四百四十九万円を計上致しましたが、これが歳入としては国庫補助金、地元負担金並びに起債に財源を求めることとした次第であります。

#### (5) 九月定例県会

##### (イ) 災害関係

本年度豪雨災害に対する予算については七月臨時県会において応急復旧費七千七百余万円を計上致したのでありますが、今回土木関係において本年度施行一億三千二百余万円の緊急査定を受けましたのでその差額七千二百余万円を追加計上することとした外、傳染病予防費百十七万余円、農林漁業災害金融対策費七十二万余円、農作物風水害対策費九百二十七万余円、桑園凍霜害対策費七十余万円、耕地災害復旧費等八千四百九十余万円を計上致しました。

##### (ロ) 補助確定に伴う公共事業費

土木関係一億七千三百余万円、衛生部関係二百五十万余円、農林部関係一千八百九十余万円、教育関係百二十万余円等合計一億九千七百余万円を計上すると共にこれに関連するものとして未納となつております二十七年分国直轄事業負担金七千二百四十万余円を計上致しました。

##### (ハ) その他一般事業

その他の一般事業については町村合併促進費五十万、引揚者対策費三百八十万、母子福祉対策費百十三万、工業試験場費九十万、農業委員会費二千三十一万、種畜場の農場及び立木購入費四百四十万、県立高等学校整備費一千七百万等、いずれも緊急差し置き難い経費について計上致したものであります。以上による追加予算の総額は四億三千八百五十九万、既定予算に合しますと、実には五十一億三千二百三十七万、起債一億四千一百一十一万、その他の収入七百七十万、寄附金三千三百三十三万、道路補修税三千万の外二千七十八万、を平衡交付金に求めた次第であります。

なお特別会計において若干の追加更正を、共に第二号台風及び凍霜害の被害農家に対する営農資金の利子補給及び損失補償について、予算外義務負担を、こととし、期末手当の〇・二五ヶ月分を繰上支給することと致しました。

昭和二十八年年度予算追加額調

(九月末日現在)

科 目	当初予算		六月追加予算 (定例)		七月追加予算 (臨時)		九月追加予算 (定例)		現計予算	
	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合
1、果 税	三九、九〇、六三三	一〇・三%					三〇、〇〇〇、〇〇〇	六・八%	四四、九〇、六三三	八・三%
普通 税	三九、七八三、六三三	一〇・三%					三〇、〇〇〇、〇〇〇	六・八%	四四、七八三、六三三	八・三%
旧法による税	一一、〇〇〇								一一、〇〇〇	
2、地方財政平衡交付金	九三、四八八、八三三	二七・〇%	三〇、九〇〇、五五五	八・九%			二〇、七八〇、三五五	四・七%	一四四、一五九、三三三	三二・六%

科 目	当初予算		六月追加予算 (定例)		七月追加予算 (臨時)		九月追加予算 (定例)		現計予算	
	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合
3、公企業及財産収入	一五、七五六、〇七〇	四・四%							一五、七五六、〇七〇	四・四%
4、分担金及負担金	四九、六五〇、六二七	一・三%							四九、六五〇、六二七	一・三%
5、使用料及手数料	一五、一〇四、一七七	三・九%	一〇〇、〇〇〇						一五、一〇四、一七七	三・九%
6、国庫支出金	一、五三四、〇七二	〇・四%	三、三三三、三三三	八・八%	四〇、七九一、〇〇〇	一一・一%	三、六、四〇〇、〇〇〇	九・七%	一、五三四、〇七二	〇・四%
7、寄 附 金	七五、三三三、五五五	一・九%	二、八〇〇、〇〇〇	〇・四%	三、九、〇〇〇、〇〇〇	一一・一%	三、一、三、六〇〇、七六六	八・六%	七五、三三三、五五五	一・九%
8、繰 入 金	一、一〇〇、〇〇〇	〇・三%							一、一〇〇、〇〇〇	〇・三%
9、繰 越 金	三、七三九、三三七	一・〇%							三、七三九、三三七	一・〇%
10、雑 収 入	一〇〇、三三三、四八七	二・六%	三三三、〇〇〇、〇〇〇	〇・九%			一、一、七、七、五〇〇、〇〇〇	三・〇%	一〇〇、三三三、四八七	二・六%
11、果 入 債	五、九三三、三三三	一・六%	五、七三三、〇〇〇	〇・八%			三、〇、三三三、〇〇〇	〇・八%	五、九三三、三三三	一・六%
歳入合計	三、八七四、〇〇一	一〇〇・〇%	七、七三三、〇〇〇	二〇・〇%	七、一、四、九、〇〇〇	一八・一%	四、三、八、五、九、〇〇〇	一一・一%	一五、三三三、三三三	三・九%
当初予算を一〇〇と して現計予算の増加率	100.0		120.0		118.0		111.0		133.5	

2、県庁費  
3、警察消防費  
4、土木費  
5、教育費  
6、社会及労務施設費  
7、保健衛生費  
8、産業経済費  
9、財産費  
10、統計調査費  
11、選挙費  
12、公債費  
13、諸支出金  
14、予備費  
歳出合計

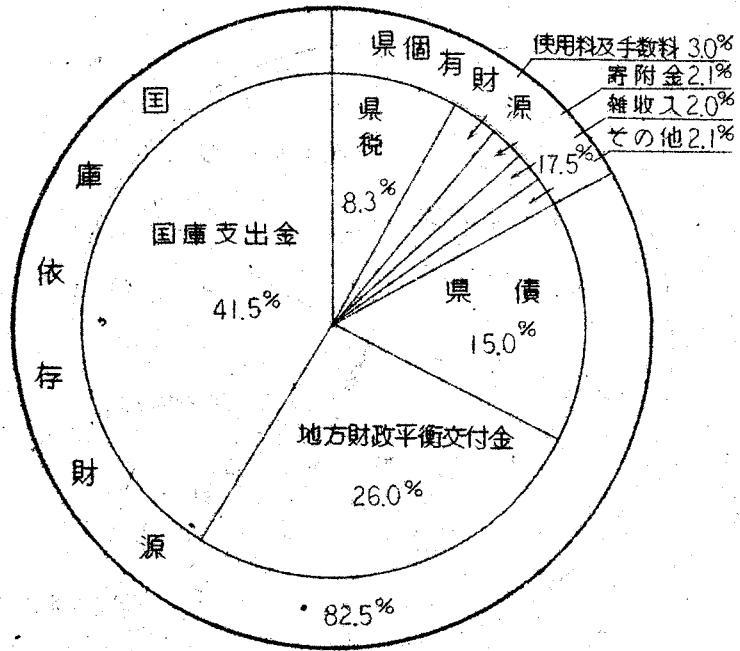
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500	5,132,378,500
1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637	67,764,637
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

昭和28年度現計予算 (9月末現在)

歳入

単位 円

科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
1、県個有財源	899,648,062	17.5%	繰越金	37,399,357	0.7%
公企業及財産収入	19,348,805	0.4%	雑収入	102,462,987	2.0%
分担金及負担金	49,650,617	1.0%	2、国庫依存財源	4,232,730,438	82.5%
使用料及手数料	153,184,638	3.0%	国庫支出金	2,128,811,742	41.5%
県税	424,900,603	8.3%	地方財政平衡交付金	1,333,185,696	26.0%
寄附金	111,601,055	2.1%	県債	770,733,000	15.0%
繰入金	1,100,000	-	合 計	5,132,378,500	100.0%



科 目	当 初 予 算	現 計 予 算	同 上 特 定 財 源		合 計	一 般 財 源	
			支 出 金	寄 附 金		割 合	割 合
議 会 費	三、四八、八七	三、四八、八七	1	1	1	三、四八、八七	二・二
果 庁 費	五、〇七、七六	五、〇七、七六	1	1	1	五、〇七、七六	三・五
警 察 消 防 費	六、〇二、一六	六、〇二、一六	1	1	1	六、〇二、一六	四・二
土 木 費	一、〇七、七二	一、〇七、七二	1	1	1	一、〇七、七二	一・〇
教 育 費	九、〇三、三三	九、〇三、三三	1	1	1	九、〇三、三三	九・九
社 会 及 勞 働 施 設 費	三、四一、七五	三、四一、七五	1	1	1	三、四一、七五	三・四
施 設 費	三、四一、七五	三、四一、七五	1	1	1	三、四一、七五	三・四
保 健 衛 生 費	一、〇八、二〇	一、〇八、二〇	1	1	1	一、〇八、二〇	一・一
産 業 經 済 費	七、三三、三三	七、三三、三三	1	1	1	七、三三、三三	七・三
財 産 費	四、〇七、〇〇	四、〇七、〇〇	1	1	1	四、〇七、〇〇	四・一
計	四、〇七、〇〇	四、〇七、〇〇	1	1	1	四、〇七、〇〇	四・一

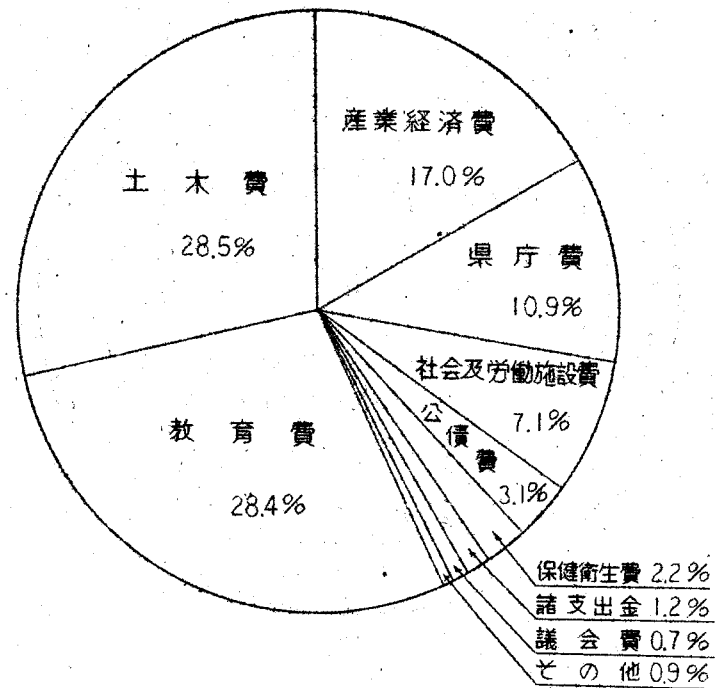
昭和二十八年年度現計予算科目別財源内訳表 (九月末日現在)

昭和28年度現計予算 (9月末現在)

歳 出

單位 円

科 目	金 額	割 合 %	科 目	金 額	割 合 %
議 会 費	37,448,877	0.7	財 産 費	5,270,000	0.1
果 庁 費	560,376,617	10.9	統 計 調 査 費	4,616,600	0.1
警 察 消 防 費	6,241,451	0.1	選 挙 費	29,905,001	0.6
土 木 費	1,464,251,341	28.5	公 債 費	160,163,500	3.1
教 育 費	1,457,100,471	28.4	諸 支 出 金	59,535,247	1.2
社 会 及 勞 働 施 設 費	361,052,558	7.1	予 備 費	1,000,000	—
保 健 衛 生 費	112,616,303	2.2	合 計	5,132,378,500	100.0
産 業 經 済 費	872,800,534	17.0			







2、今後の県財政の見透し  
 昭和二十八年年度現計予算は九月末において歳出総額五十一億三千二百三十七万余円に対し歳入として県税四億二千四百九十余円、平衡交付金十三億三千三百八十余円、繰越金三千七百二十九万余円、計一七億九千五百四十八万余円の一般財源を計上して漸くつじつまを合せているのでありますが、これを深く検討致しますと県税は限度一杯であり、繰越金においては二千八百四十七万余円の過大計上を行つており、平衡交付金においては既に決定をみた普通交付金十一億二千四百七十余万円より二億八百四十万余円上廻つた額を計上しておるのであります。  
 なお今後追加計上すべきものと致しましては期末手当の追加支給分、公共事業費、災害復旧事業費、国庫補助事業に対する義務負担額、一般行政費、過年度分の町村吏員恩給組合負担金を合しますると、一般財源において約六億五千九百余万円の財源不足が予想され今後の県財政の運営は極めて困難な状況に立至つておるのであります。これが打開については思い切つた歳出の節減も已むを得ないのであり諸収入の増收確保に努むべきは申すまでもないのであります。いずれにしても財政規模が小さく財政の自主性の乏しい本県と致しましては国の財政措置に依存するも又止むを得ないのであります。補正予算において地方財政平衡交付金及び地方債の増額されることを期待し、これが収入について万全を期すべく懸命の努力を致しておるのであります。

昭和二十八年年度平衡交付金調

(単位千円)

区分	全国総額	同上府県分	本県分	交付率	摘要
普通交付金	一、九、四三、三三〇	七、九四、九六〇	一、二四、七七八	一、五四%	基準財政需要額 基準財政収入額 交付基準額
					一、四九、一三八 三、四、四一〇 一、二四、七七八

普通交付金算出基礎		要		金額(A)		昭和二十七年		差引(A)-(B)	
区分	摘	金額(A)	年	金額(B)	年	金額(A)	金額(B)	金額(A)	金額(B)
基準財政需要額	基準財政需要額総括(A)	一、四八、一四	昭和二十七年	一、五八、六七	昭和二十七年	△	一〇、五三三		
	錯誤による増減額			四六六			一九七		
基準財政収入額	基準財政収入額総括(B)	一、四九、二六	昭和二十六年以前	一、五三、五四	昭和二十七年	△	一〇、四三六		
	錯誤による増減額			三、四一〇			三、六、四三		
交付基準額	交付基準額	一、一三、七七八	昭和二十六年以前	一、三三、七四	昭和二十七年	△	二〇、九六六		
	差引			三、四一〇			三、六、四三		

三、昭和二十八年年度予算の収入及び支出の状況について

一般会計の収入、支出の状況についてその概要を述べますと、収入済額は十八億四千九百四十一万余円で、予算額五十一億三千二百三十七万余円の約三六%に当り、その収入状況は昨年同期の約四三%に比較し約七%の低調を示しております。この原因は平衡交付金と繰越金にあります。

即ち平衡交付金については約六三%の収納であつて昨年同期に比較すると約九%も下廻つておりますが、この中には義務教育国庫補助金に繰入られた関係もありませんのでこれを勘案しても約五%下廻つており、又繰越金については、前年度決算において予定通り繰越をみなかつた爲であります。なお県税においては予算額四億三千四百九十余円に対し、約三一%の収納にして昨年の鳥取市大火の直後の同期の二八%より稍々上廻つてはおりますが、一昨年の同期の約四三%に比較すれば必ずしも順調とはいえないので更に協力を御願いしなければならぬと思ひます。

その他の収入については大体前年度以上の収納を示しております。

次に支出の状況について申し述べますと、支出済額は十五億二千六百二十二万余円で予算額五十一億三千二百三十七万余円に比較しますと約二九%であり、昨年同期の約三〇%を稍々下廻つておりますが、これは土木産業関係の事業がその財源を起債に求めている関係で若干の執行が遅滞しておりますがその他の事業は概ね順調に執行されているといえます。

以上一般会計の収入、支出の状況を略述いたしました。が経済事情の推移により県財政は小規模ながらも遂次膨脹の一途を辿つておりますので、今後の運営に当つては重点的運営方針によるの外極力支出の節減と収入確保に努め、窮

乏財政の効率的執行により各種事業の進捗に支障のないよう留意し万全を期する考えであります。特別会計については発電事業費会計外五会計が収入に比較して支出超過となつておりますが、これは人件費その他維持費の通常義務的経費の支出でありながら財源たる電力供給の事業収入発電事業の起債の未確定のための借入遅延及び一般会計からの繰入、振替等の遅れているものでありまして、今後歳入の収納について鋭意努力いたし収入支出の均衡を図る考へております。

昭和二十八年年度一般会計収入の状況

(二八、九、三〇現在)

科 目	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予算額に対する収入済額の比率
1、 県 税	四四九,〇〇〇,〇〇〇 円	一四三,一三九,二八八,四四〇 円	三〇五,八六〇,七一一 円	三二・七%
2、 地方財政平衡交付金	一,三三三,一八五,六九六,〇〇〇	八四三,五五六,〇〇〇,〇〇〇	四八九,六二九,六九六,〇〇〇	六三・三%
3、 公企業及財産収入	一九三,四八八,五〇〇,〇〇〇	一一,七四九,七五四,〇〇〇	一八一,七三八,七五〇,〇〇〇	五九・三%
4、 分担金及負担金	四九,六五〇,六七〇,〇〇〇	一	四九,六五〇,六七〇,〇〇〇	一
5、 使用料及手数料	一五三,一八四,六三六,〇〇〇	六七,八三三,四二一,五〇〇	八五,三五二,二一四,五〇〇	四四・三%
6、 国庫支出金	三,三三八,八二一,七三三,〇〇〇	七〇三,四七〇,〇七二,〇〇〇	二,六八五,三五一,六六一,〇〇〇	三三・〇%
7、 寄附金	一一二,六〇一,〇五〇,〇〇〇	三三,二二五,三三三,〇〇〇	七九,三五五,七一七,〇〇〇	三九・八%
8、 繰入金	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一

会計 名	予 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予算額に対する支出済額の比率
災害救助基金	5,150,750.00 円	3,020,150.00 円	2,130,600.00 円	58.6%
母子福祉資金貸付事業	10,000,000.00 円	2,000,000.00 円	8,000,000.00 円	20.0%
就学奨励資金	3,000,000.00 円	1,000,000.00 円	2,000,000.00 円	33.3%
学校生徒奨励資金	4,000,000.00 円	3,600,000.00 円	400,000.00 円	90.0%
県立学校実習費	5,614,550.00 円	2,193,039.80 円	3,421,510.20 円	39.1%
合 計	25,169,250.00 円	11,733,289.80 円	13,435,960.20 円	46.6%

昭和二十八年年度特別会計収入の状況

(二八、九、三〇現在)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算額に対する支出済額の比率
1、議 会 費	37,400,870.00 円	22,110,450.00 円	15,290,420.00 円	59.2%
2、果 庁 費	560,766,670.00 円	358,787,696.10 円	201,978,973.90 円	64.0%
3、警 察 消 防 費	6,240,450.00 円	2,095,560.00 円	4,144,890.00 円	33.7%
4、土 木 費	1,400,350,350.00 円	1,000,390,196.00 円	400,000,154.00 円	71.4%
5、教 育 費	1,457,100,470.00 円	633,562,608.00 円	823,537,862.00 円	43.5%
6、社会及び労働施設費	361,050,560.00 円	118,799,824.66 円	242,250,735.34 円	32.9%
7、保 健 衛 生 費	112,660,300.00 円	37,507,470.00 円	75,152,830.00 円	33.3%
8、産 業 経 済 費	87,800,550.00 円	117,476,750.00 円	75,326,799.80 円	133.5%
9、繰 越 金	30,590,550.00 円	8,988,896.66 円	21,601,653.34 円	29.4%
10、雑 収 入	101,400,000.00 円	77,500,000.00 円	23,900,000.00 円	76.4%
11、果 債	5,130,780,000.00 円	1,899,400,000.00 円	3,231,380,000.00 円	37.0%
計	10,000,000,000.00 円	5,800,000,000.00 円	4,200,000,000.00 円	58.0%

一般会計支出の状況

(二八、九、三〇現在)

印刷事業費	用品調達事業費	畜牛増殖奨励事業費	無畜農家解消事業費	県立中央病院費	猪電事業費	計
五九七、六九三.〇〇	一七、五〇〇,〇〇〇.〇〇	八三三、〇〇〇.〇〇	一、七九六、八〇一.〇〇	五、八八一、二五三.〇〇	四四一、七九九、六三三.〇〇	五、四六〇,〇三〇,一六六.〇〇
二、二八三、八三三.〇〇	二、八〇一、四七三.〇〇	一、九七三、七〇〇.〇〇	三三三、四三〇.〇〇	三、五〇〇、四四四.一五	九、七五五、八〇〇.〇〇	四七、六三六、九六八.五七
三、七六七、〇七〇.〇〇	一四、六八九、四六三.〇〇	六六七、二四〇.〇〇	一、五三三、三六一.〇〇	三、四八〇、八三八.八三	四三三、〇三三、八〇三.〇〇	四九八、三八三、一九九.四三
三六・五	一六一・一	三三・三	一三〇・〇	四四・一	三三・一	八七三

印刷事業費	用品調達事業費	畜牛増殖奨励事業費	無畜農家解消事業費	県立中央病院事業費	猪電事業費	合計
五、九七三、六九三.〇〇	一七、五〇〇,〇〇〇.〇〇	八三三、〇〇〇.〇〇	一、七九六、八〇一.〇〇	五、八八一、二五三.〇〇	四四一、七九九、六三三.〇〇	五、四六〇,〇三〇,一六六.〇〇
二、二八三、八三三.〇〇	二、八〇一、四七三.〇〇	一、九七三、七〇〇.〇〇	三三三、四三〇.〇〇	三、五〇〇、四四四.一五	九、七五五、八〇〇.〇〇	四七、六三六、九六八.五七
三、七六七、〇七〇.〇〇	一四、六八九、四六三.〇〇	六六七、二四〇.〇〇	一、五三三、三六一.〇〇	三、四八〇、八三八.八三	四三三、〇三三、八〇三.〇〇	四九八、三八三、一九九.四三
三六・五	一六一・一	三三・三	一三〇・〇	四四・一	三三・一	八七三

災害救助基金	母子福祉資金貸付事業	就学奨励資金	学校生徒奨励資金	県立学校実習費
三、一五三、七九九.〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	三、一五〇,〇〇〇.〇〇	四、七〇〇,〇〇〇.〇〇	五、八四一、五三三.〇〇
二、五三三、三三〇.〇〇	二、二八六、七〇〇.〇〇	一	二、一三三、〇五五.〇〇	三、四七九、四八五.〇〇
六三三、四八六.〇〇	七、六一三、三〇〇.〇〇	三、一四〇,〇〇〇.〇〇	四、三三三、〇〇〇.〇〇	三、四七九、四八五.〇〇
八〇・〇%	三三・九	一	一・一	三六・〇

印刷事業費	用品調達事業費	畜牛増殖奨励事業費	無畜農家解消事業費	県立中央病院事業費	猪電事業費	合計
五、九七三、六九三.〇〇	一七、五〇〇,〇〇〇.〇〇	八三三、〇〇〇.〇〇	一、七九六、八〇一.〇〇	五、八八一、二五三.〇〇	四四一、七九九、六三三.〇〇	五、四六〇,〇三〇,一六六.〇〇
二、二八三、八三三.〇〇	二、八〇一、四七三.〇〇	一、九七三、七〇〇.〇〇	三三三、四三〇.〇〇	三、五〇〇、四四四.一五	九、七五五、八〇〇.〇〇	四七、六三六、九六八.五七
三、七六七、〇七〇.〇〇	一四、六八九、四六三.〇〇	六六七、二四〇.〇〇	一、五三三、三六一.〇〇	三、四八〇、八三八.八三	四三三、〇三三、八〇三.〇〇	四九八、三八三、一九九.四三
三六・五	一六一・一	三三・三	一三〇・〇	四四・一	三三・一	八七三

昭和二十八年年度特別会計支出の状況

(二八、九、三〇現在)

予算に対する支出  
済額の比率

四、昭和二十七年歳入歳出決算について

昭和二十七年歳入歳出決算についてその概要を御説明致します。歳入総額は予算額四十七億六千二百九十余円に対し約九三%の四十四億六千五百七十四万余円で、歳出は予算額の歳入と概ね同率の九三%にあたる四十四億五千六百八十二万余円となり、差引八百九十一万余円となりますが、実質的には二十七年の財源を充当して二十八年度へ繰越した事業費三千七百二十九万余円の外、国直轄事業負担金七千二百五十六万余円等の支払を繰延したのも一億六百三十二万余円が別途残されておりますので、これを差引し一億三千四百七十万余円の赤字となつておるのであります。これを更に昭和二十七年のみにしてみますと、昭和二十六年度よりの純繰越額四千七十一万余円ありましたのでこれを加えると一億七千五百四十一万余円の赤字となります。これは国との関係で止むを得ず支出した経費に対する財源措置未了のもの、国庫補助事業で単価過少の爲超過負担をしたものに対する財源措置の構ぜられないもの等があり、更に経済情勢の変動に伴う物価の高騰による事業費の増額と職員の給与改訂に起因したものと考えられます。

特別会計について述べますと、歳入決算額五億七百八十八万余円に対し、歳出五億五百三十三万余円で差引繰越額は二百五十五万余円となつておりますが、この内鳥取市大火の爲め支出の増嵩に反して国庫支出金の減収による災害救助基金会計の二百十九万余円並びに中央病院の焼失に伴う病院使用料の減収による県立中央病院事業費会計の五百六十七万余円をそれぞれ翌年度の財源を繰上充用しておりますので実質的には五百三十一万余円の赤字となるのであります。

昭和二十七年歳入歳出決算額調  
一、歳入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 に 比 して		予算に対する 決算額の比率
			増	減	
果 税	四,四七〇,七五〇.〇〇	三,六六四,五五〇.〇〇	1	三,六六四,五五〇.〇〇	九三・四
地方財政平衡交付金	一,五八〇,〇〇〇.〇〇	一,四九八,〇〇〇.〇〇	1	一,四九八,〇〇〇.〇〇	九四・三
公企業及び財産収入	三,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	一,八九八,〇〇〇.〇〇	1	一,八九八,〇〇〇.〇〇	五九・九
分相金及び負担金	四,八七四,三三三.〇〇	四,七六九,一四三.〇〇	1	四,七六九,一四三.〇〇	九七・八
使用料及び手数料	一,二八六,四三三.〇〇	一,一五二,六四三.三三	1	一,一五二,六四三.三三	九〇・四
国庫支出金	一,四七六,六四三.〇〇	一,三七六,一八三.七三	1	一,三七六,一八三.七三	九五・七
寄附金	一,四七六,六四三.〇〇	七,七六七,八八八.〇〇	1	七,七六七,八八八.〇〇	六九・四
繰入金	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇	1	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇・〇
繰越金	六,六〇〇,〇〇〇.〇〇	六,六〇〇,〇〇〇.〇〇	1	六,六〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇・〇
雑収入	一,三三三,三三三.〇〇	一,三三三,三三三.〇〇	1	一,三三三,三三三.〇〇	一〇〇・〇
果債	八〇八,一〇〇,〇〇〇.〇〇	六八八,五〇〇,〇〇〇.〇〇	1	六八八,五〇〇,〇〇〇.〇〇	八五・二
合 計	四,七三三,〇二〇,三三〇.〇〇	四,四六五,七四三,〇四一.八九	1	四,四六五,七四三,〇四一.八九	九三・八

		二、歳出の部			
科 目	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額	予算額に対する決算額の比率
議 会 費	三、四七、七〇六、〇〇	三、四八九、六二七、〇〇	1	一、六〇七、九〇〇	九七・七%
県 庁 費	三、四七、七〇六、〇〇	三、四八九、六二七、〇〇	1	一、六〇七、九〇〇	九七・七%
警 察 費	五、三六、八五五、〇〇	五、八三三、一五一、〇〇	1	一、五〇〇、三五四、〇〇	九六・二%
消 防 費	一、三三、六四四、一四四、〇〇	一、三三三、六九六、二四四、〇〇	1	一、〇三三、八八二、〇〇	九〇・八%
土 木 費	一、三三、六四四、一四四、〇〇	一、三三三、六九六、二四四、〇〇	1	一、〇三三、八八二、〇〇	九〇・八%
教 育 費	一、三三、三三〇、二二六、〇〇	一、一〇一、〇七七、四二七、〇〇	1	二、二二二、二五二、〇〇	九一・一%
社 会 及 び 勞 働 施 設 費	三、三九、四四四、四二二、〇〇	三、八八八、八七六、五〇〇、〇〇	1	四、〇〇三、八八二、〇〇	八五・一%
保 健 衛 生 費	一、三三、〇七七、〇七四、〇〇	一、四一七、九三三、〇〇	1	九、三五〇、二六六、〇〇	八七・八%
産 業 經 済 費	一、〇〇、五七七、八二五、〇〇	九四八、八四四、九三三、〇〇	1	四、六七三、八八二、〇〇	九三・〇%
財 産 費	一、六、六六、〇〇〇、〇〇	一、六、六六、二九〇、〇〇	1	三、一七二、〇〇	九六・六%
統 計 調 査 費	一〇、五五元、四三三、〇〇	一〇、三三六、八三三、〇〇	1	三〇〇、五五二、〇〇	九七・一%
選 挙 費	一、九、〇〇六、三六七、〇〇	一、八、七三三、四一八、〇〇	1	二、四三、九六九、〇〇	九六・七%
公 債 費	三、三三、〇四四、四九九、〇〇	九三三、七三〇、九三三、〇〇	1	二、九、二七五、五三二、〇〇	七六・二%
諸 支 出 金	二、四、四〇〇、六五五、〇〇	三、三、〇四四、五六六、七二	1	二、三、八六〇、〇八六、三九	九八・四%

予 備 費	合 計	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額	予算額に対する決算額の比率
三、歳入歳出差引残額	四、七三三、二六一、八三三、〇〇	四、四四六、八三三、一四三、三三	五、七、六六三、九〇〇、〇〇	三、四八、四二五、六八八、七七	九三・六%	
四、同右中控除額			八、九一九千円			
事業繰越予算財源充当額			一四三、六二四			
支 払 繰 延 額			三七、二九九			
五、差引実質赤字額			一〇六、三二五			
六、前年度純繰越額			一三四、七〇五			
七、昭和二十七年中実質赤字額			四〇、七一一			
			一七五、四一九			

昭和二十七年年度特別会計歳入歳出決算額調  
歳入の部

会 計	予 算 額	決 算 額	増 減		予算現額に比し増減 減	予算に対する 決算額の比率
			増	減		
災害救助基金	一三三,三三三,六三三,〇〇〇 円	一三三,三三三,六三三,〇〇〇 円	—	—	—	八五・五
就学奨励資金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
学校生徒奨励資金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
県立実業学校実習費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
印刷事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
減債基金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
畜牛増殖奨励事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
無畜農家解消事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
県立中央病院事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
発電事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
用品調達事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
計	五,三三三,三三三,〇〇〇 円	五,三三三,三三三,〇〇〇 円	—	—	—	九八・五

歳出の部

会 計	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額	予算現額に比し増減 減	予算に対する 決算額の比率
就学奨励資金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
学校生徒奨励資金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
県立実業学校実習費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
印刷事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
減債基金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
畜牛増殖奨励事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
無畜農家解消事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
県立中央病院事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
発電事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
用品調達事業費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	—	—	—	九八・九
計	五,三三三,三三三,〇〇〇 円	五,三三三,三三三,〇〇〇 円	—	—	—	九八・五

五、県民の県税負担の状況について

県民の県税負担の状況は次表のとおりでありまして、昭和二十七年は、昭和二十六年に比して県民一人当りの負担額が幾分軽減されておりまして、本年度は前年度に比して一人当り約六十円上昇しております。

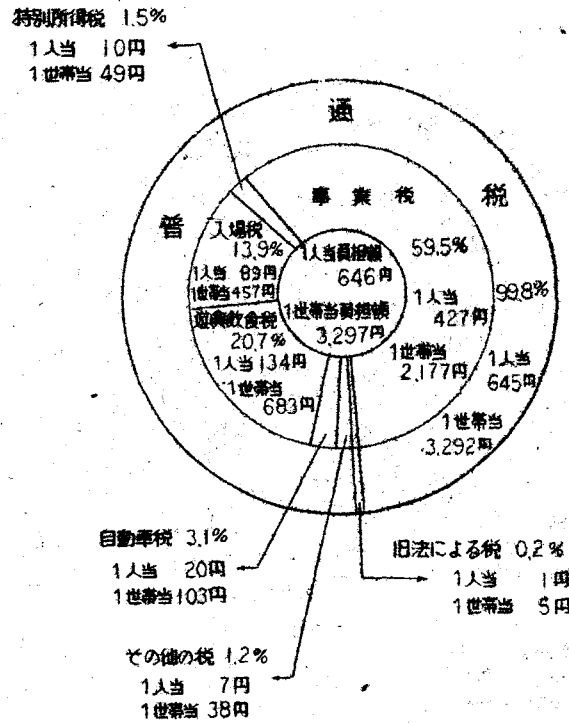
上昇したのは図表を御覧になるとおわかりの通り、法定外普通税の臨時道路補修税が新に加わつたからであります。臨時道路補修税は、法定税目のほかに本県のみ課税しようとするものでありまして、本年の九月定例県会にこの条例を設定したのであります。

この機会に、何故このような新税を創設しなければならぬかという事情を申し上げておきます。

県下道路の現況は、皆様も御承知のとおり国道、県道を問わず最悪の状況にあります。通交禁止や重量制限を行っている箇所が随所にあるようでも早や道路の価値を失つていとも申上げられるのであります。なぜこのような状態になつたかと申しますと、戦時中戦後を通じて県財政が窮乏の極にあつたため、道路橋梁の改良工事や舗装は申す迄もなく修理さえ不十分であつたため、大部分の道路が幅員狭小な砂利道であり、橋梁の殆んどが粗末な木橋であるのに加えて、地形上急勾配の路線が多く、雨量が多いため砂利道は洗い流されるといつた悪条件が複合累積された爲であります。

近時自動車台数の飛躍的増加と、自動車による交通運輸事業の発達とは凡そ対象的な現象であります。そこでこのまま県財政の好転までこの道路橋梁の現況を放任することは、百年河清を待つに等しく、遂には全く道路としての生命をも失う結果となるので、県民の租税負担は限度にまで達していることは万々承知してあります。が、県産業の基盤をなす道路のことでもありますので、今一息の負担を忍んで頂いて最少限度の道路橋梁の補修を行おうとしたものであります。従つてこの税の収入は挙げて県下の道路橋梁の補修費に充たされるわけでありまして。

昭和27年度税目別負担状況



県税総額  
388,647,566円







教 育 費 社 会 及 び 勞 働 施 設 費 保 健 衛 生 費 普 通 土 木 費 農 業 土 木 費 産 業 経 済 費 災 害 復 旧 費 警 察 費 そ の 他	費 途	現 在 額	借 入 額	償 還 額	果 債 現 在 額	摘 要
	二 十 八 年 三 月 末	自 二 十 八 年 四 月 至 二 十 八 年 九 月	間 増 減 額	果 債 現 在 額		
		四、〇九六、〇六五		三、二七二、七二六	四、〇九六、〇六五	
		六、八八七、〇〇〇		六、八八七、〇〇〇	六、八八七、〇〇〇	
		三、〇四九、二七四		六、七六六、〇〇〇	三、〇四九、二七四	
		八、七、四三三、九五五		五、二八〇、三〇八	八、七、四三三、九五五	
		四、七、二九五、三三四		二、四七五、七四三	四、七、二九五、三三四	
		一、五、八九四、一八三		一、七、九一九、〇一〇	一、五、八九四、一八三	
		七、八〇、一三六、六六六		四、〇一三、七〇九	七、八〇、一三六、六六六	
		四、〇六四、八九六		三、〇一〇、九三三	四、〇六四、八九六	
		七、〇三二、四七四		一、四、一六七	七、〇三二、四七四	

六、果債一時借入金及び財産の状況について  
 1、果債について  
 果債現在額は次の通りであります。

果 債 現 在 額 調 査 昭 和 二 八 年 九 月 三 十 日 現 在 額

合 計	庭 園 税	一	一	一	一	一	一	一
	滞 納 繰 越 分	一	一	一	一	一	一	一
都 市 計 画 税	滞 納 繰 越 分	一	一	一	一	一	一	一
	過 年 度 分	一	一	一	一	一	一	一
水 利 地 益 税	滞 納 繰 越 分	一	一	一	一	一	一	一
	滞 納 繰 越 分	一	一	一	一	一	一	一
合 計	滞 納 繰 越 分	四、四、九、〇一	二、六、九、六、三三	三、四、一、二、九	三、二、五	四、九、八	一、五、三、四	

合 計	一、九七七、三八、九六五	一四、九二、九九〇	一、九八、四〇六、九九五
-----	--------------	-----------	--------------

県民負債額 一人当り 三、二九五円  
一世帯当り 一六、八二六円

次に本年度地方債は公共事業費及び義務教育施設費の地方負担額の増高等により前年度に比し三二億の増額をみたのでありますが、国直轄事業負担金に対する全額交付公債の発行或は義務教育施設費に対する増額等、加うるに本年度発生災害の復旧費は全国的に龐大な額に上り、いずれ政府において起債増額の措置が講ぜられるものと考へられますが、これ等の点より県分一般事業に対する起債充当率は前年度に比し必ずしも有利とはいえないのであります。地方債の枠の拡大を要望しこれが確保に懸命の努力をしている次第であります。

なお本年度は、国の本予算の成立がおくれた為公共事業の割当未決定のものもあり、従つて公共事業及災害復旧事業に対する起債の査定は行われていないのでありますが、確定した事業費については緊急度を勘案し大休着工しております。又単独事業につきましては次の通り起債の査定も受けましたのでその範囲内において事業を執行しております。

昭和二十八年年度県債全体計画

(補助事業は二八、九、三〇現在確定分)  
本年度発生災害は除く

区 分	計画事業費	負 担 区 分		県 負 担 内 訳		起債所要額	起債承認額	
		国	県	寄附金	純県負担		運用部	公募
一、補助事業	一、三六六、七六八	七五、七〇五	五三、一〇三	七六、四五三	四四、七七一	四四、七七一	?	?

区 分	計画事業費	負 担 区 分		県 負 担 内 訳		起債所要額	起債承認額	
		国	県	寄附金	純県負担		運用部	公募
一、一般事業	一、〇五三、五五八	五七五、九六七	四七五、五九九	七六、四三三	四〇、一一七	四〇、一一七	?	?
災害復旧事業	一九三、一九三	一九三、七七八	五三、四四四	—	五三、四四四	五三、四四四	?	?
二、火災復旧事業	三三二、〇五八	—	—	四七、九六六	—	—	?	?
補助事業	二六四、四五六	—	—	—	—	—	?	?
単独事業	二七六、〇〇〇	—	—	—	—	—	?	?
三、単独事業	三〇六、七〇六	—	—	—	—	—	?	?
一般事業	二六六、七〇六	—	—	—	—	—	?	?
四、災害復旧事業	四〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	?	?
直轄事業負担金	一一、四〇三	—	—	—	—	—	?	?
過年度分	七三、五六六	—	—	—	—	—	?	?
現年度分	三九、八三四	—	—	—	—	—	?	?
一般会計分計	一、九七七、八九四	八七〇、〇〇〇	一、一〇四、八四四	一三三、三九〇	九七三、四四四	九七三、四四四	五三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
五、公營企業	四一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	?	?
電気事業	四〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	?	?
計	二、三六七、八九四	八七〇、〇〇〇	一、一五七、七四四	一四四、五九〇	一、三六三、四四四	一、三六三、四四四	五三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

昭和28年度起債計画(案)

(単位億円)

(28.6.15自治庁)

費目	地方負担額		起債額		交付公債	政府資金(B)		公募(C)		債計(B)-(C)	充当率(B)+(C)/A %	
	直轄分担	補助負担金又は単独負担金(A)	計	債		公債	一般	特種	計			
◎ 一般会計分												
Ⅰ 一般補助事業	94	89	624	424	94	89	365	275	55	45	320	76
Ⅱ 総合開発	41	14	19	19	14	14	19	19	0	0	100	50
Ⅲ 一般補助	80	75	605	415	80	75	344	256	55	45	401	100
Ⅳ 補助災害復旧事業	4	4	141	98	4	4	130	95	0	0	180	95
Ⅴ 過年度災害	3	3	177	83	3	3	106	80	0	0	106	80
Ⅵ 現年度災害	1	1	24	15	1	1	24	15	0	0	24	26
Ⅶ 単独災害復旧事業	0	0	139	94	0	0	75	60	0	0	75	60
Ⅷ 義務教育施設	0	0	170	170	0	0	85	85	10	10	95	15

費目	地方負担額		起債額		交付公債	政府資金(B)		公募(C)		債計(B)-(C)	充当率(B)+(C)/A %	
	直轄分担	補助負担金又は単独負担金(A)	計	債		公債	一般	特種	計			
(1) 補助事業分	0	0	32	0	0	0	25	0	0	25	0	
(2) 除老朽校舍補助分	0	0	32	32	0	0	25	0	0	25	25	
(3) 単独事業分	0	0	138	0	0	0	60	0	10	70	0	
(4) 老朽改築及び増築分(含老朽校舍補助分)	0	0	138	138	0	0	60	60	10	70	70	
Ⅸ 一般単独事業	0	0	426	208	0	0	65	30	45	35	110	65
Ⅹ 合計	98	93	1,500	825	98	93	720	460	110	80	830	540
◎ 公営企業会計												
Ⅺ 電気事業	0	0	215	215	0	0	80	15	15	95	95	
Ⅻ 水道事業	0	0	391	391	0	0	65	35	35	100	100	
Ⅼ 病院事業	0	0	97	97	0	0	12	6	6	18	18	
Ⅽ 交通事業	0	0	149	149	0	0	4	13	13	17	17	
Ⅾ その他事業	0	0	50	50	0	0	4	1	1	5	5	
合計	0	0	902	902	0	0	165	70	70	235	235	
総計	98	93	2,405	2,500	98	93	885	180	180	1,065	1,065	

註 1. 地方負担額欄は一般会計分にあつては地方財政計画上の数字を、公営企業分にあつては起債申請額を示す。  
 2. 公債償の割振については、金融市場、地方公共団体の公債能力等の状況により変動することがあるものとする。

3. 府県分と市町村分の割振については府県が市町村に賦課する負担金等の額により変動することがあるものとする。

4. 義務教育施設中単独事業分には老朽校舎改装補助買負担金24億円を含む。

5. 地方負担額は国の補助金の決定により若干変動することがあるものとする。

2. 一時借入金について  
 本年度は前年度決算が実質的には赤字決算であつた爲、財政調整に困難を来し次の様に多額の借入をしたのであります。

昭和二十八年 自四月 一時借入金借入状況調  
 (単位千円)

借入金額	借入先	借入期間	利率	備考
100,000	大藏省資金運用部	自三、五、三 至三、八、三	日歩 一錢八厘	財政調整資金
100,000	"	自三、六、三 至三、九、九	"	"
100,000	"	自三、八、三 至三、二、三	"	二八年災害応急資金
100,000	"	自三、九、九 至三、三、六	"	財政調整資金
計 300,000				

3. 財産について  
 本年九月末現在における県有財産は次の通りであります。

土地	二、一三〇、〇六三坪五一
建物	五七、三三九、九二
立木	五八一、二七四石
船舶	二四隻
自動車	八二台
レントゲン	三〇台
特別資金	三、二五七、九一四円

七、むすび

以上昭和二十八年年度の上半期における県財政の概況を御説明申し上げたのでありますが、昭和二十七年より赤字繰越、国庫財政の圧縮により今後の県財政は誠に困難な状態にあるのであります。あくまで県民皆様の眞摯な御批判と御協力を得て本県財政の確立を期すべく懸命の努力を致したいと存じます。

附表一 昭和二十八年 度地方財政計画 (当初計画)

事項	計当	昭和二十八年 度地方財政計画		道府県市町村	
		画初	修正に 伴う増減	左	中
A 歳出					
1 既定財政規模		240,301		49,343	310,600
2 昭和二十六年新規財政需要額		100,045		59,075	59,075
(1) 給与改訂に伴う関係経費の増		33,211		28,567	28,567
(2) 行政整理に伴う不用額		1,899		907	907
(3) 教育委員会設置に要する経費		1,433			1,433
(4) 自治体警察廃止による不用額		333			333
(5) 人口等の増加に伴う経費の増		4,294		2,666	1,608
(6) 恩給費の増		1,074		1,129	543
(7) 恩給の特別措置に関する法律施行に要する経費		1,074		678	196
(8) 給与改訂による増				351	346
(9) 教育職員給与改正による増				350	10
(10) 公債費の増		7,533		4,833	3,233

事項	計当	昭和二十八年 度地方財政計画		道府県市町村	
		画初	修正に 伴う増減	左	中
B 歳入					
1 地方税		38,656		34,747	18,010
(11) 富裕団体における超過財源等の増加		64,175		89,061	379,911
(10) 臨時事業費の増		1,488		4,798	2,267
(9) 国の行政施策に伴う増		1,083		3,745	3,093
(8) 法令の改廃に伴う負担減		4,083		4,798	1,009
(7) 補助負担金増加に伴う負担増		1,844		1,978	1,009
a 児童保護費		1,338		3,918	1,651
b その他の普通補助金		5,106		7,860	3,753
(6) 臨時事業費の増		5,545		8,915	3,753
(5) 臨時事業費の増		3,677		5,511	2,295
(4) 公共事業費		3,435		4,551	3,295
a 一般		3,435		4,551	3,295
b 災害		1,650		1,978	1,009
(3) 失業対策事業費		1,500		1,978	1,009
(2) 単独事業費		1,500		1,978	1,009
(1) 節約による減		1		4,798	2,267
合 計		107,339		147,301	107,301

2 地方財政平衡交付金	△	5,000	1,000,000	△	2,000	1,000,000	△	47,550
3 国庫支出名	△	2,330,000	2,830,000	△	500	3,380,000	△	66,777
(1) 児童保護費	△	4,560	4,560	△	60	4,620	△	1,778
(2) 義務教育費国庫負担金	△	9,000	9,000	△	1	9,001	△	1,900
(3) その他の普通補助金	△	450,000	450,000	△	6	450,006	△	15,566
(4) 公共事業費	△	1,330,000	1,330,000	△	60	1,330,060	△	44,640
a 一般	△	7,010,000	7,010,000	△	30	7,010,030	△	29,350
b 災害	△	5,230,000	5,230,000	△	60	5,230,060	△	15,366
(4) 失業対策事業費	△	9,500,000	9,500,000	△	1	9,500,001	△	4,930
4 地方債	△	9,200,000	9,200,000	△	1	9,200,001	△	3,500
(1) 普通公債	△	8,500,000	8,500,000	△	1	8,500,001	△	3,000
(2) 交付公債	△	9,700,000	9,700,000	△	1	9,700,001	△	5,100
5 雑収	△	8,960,000	8,960,000	△	1	8,960,001	△	5,100
(1) 使用料手数料	△	2,970,000	2,970,000	△	1	2,970,001	△	1,777
(2) 雑入	△	5,990,000	5,990,000	△	1	5,990,001	△	3,323
合計	△	84,765,000	84,765,000	△	5,950	84,770,950	△	279,091

(註) 地方行財政週報第一四五号より

附表 二

昭和二十八年 度地方債計画

(單位億円)

一、普通会計	昭和二十七年	計当	初画	政府予算確定に伴う増	国会修正による増	昭和二十八年度計画	備考
資金運用部資金	57.5		70.5	1.5	1	72.0	
公募資金	5.0		11.0	1	3.5	14.5	
交付公債	1		9.7	1	1	10.7	
計	63.5		91.2	2.6	5.5	97.2	
二、企業会計							
資金運用部資金	1.5		1.6	1	1	1.6	
公募資金	0		0	1	1	0	
計	1.5		1.6	2	2	1.6	
三、総括	71.0		87.0	1	1	88.5	



公 募 資 金	交 付 公 債	計
---------	---------	---

〇	一	〇
---	---	---

一	〇	〇
二	四	七

一	〇	一
二	六	一

一	〇	一
三	一	一

三	〇	五
一	二	八
九	六	〇

〇	〇	〇
---	---	---

(註) 地方行財政週報第一四五号により

附表三 昭和27年度一般会計決算額分析表 (単位千円)

区分名	決算総額	消費的経費											投資的経費																				
		人件費			物件費			その他					予算及決算(見込)額の財源																				
		議委員報酬	基本給	職員手当	その他	旅費	需用費	交際費	維持修繕費	生活保護費	市町村への交付金	その他	予算(見込)額	国庫補助	国補のうち市町村への交付金	諸団体への交付金	寄附金	使用料及手数料	起債	その他	一般財源	予算(見込)額	左のうち市町村への交付金	諸団体への交付金	国補	国補のうち市町村への交付金	諸団体への交付金	寄附金	使用料及手数料	起債	その他	一般財源	
議会費	34,849	6,218	3,506	1,064	994	11,568	3,735	1,460	222	-	-	277	32,044	-	-	-	-	-	-	-	32,044	2,805	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,805
県庁費	349,426	378	171,097	41,186	102,600	9,196	13,876	3,620	1,810	-	-	645	344,408	-	-	-	-	-	-	28,607	315,801	5,018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,018
警察消防費	5,833	369	158	34	7	787	952	150	-	-	300	3,076	5,833	-	-	-	-	436	-	-	5,397	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土木費	1,123,900	-	31,859	7,885	623	11,129	14,810	19,675	-	-	-	2,773	88,754	26,448	-	-	2,486	15,309	26,193	7,565	10,753	1,035,146	4,340	2,436	557,749	-	812	22,569	533	400,227	48,070	5,998	
教育費	1,301,508	1,118	898,995	173,178	77,305	35,431	21,673	250	6,597	-	1,170	2,209	1,217,926	4,124	-	-	373	63,674	-	62,575	1,087,180	88,582	1,300	-	24,423	-	-	3,454	-	42,000	-	13,700	
社会及び労働施設費	288,879	-	11,452	2,980	3,457	11,357	26,404	-	1,442	113,154	26,760	25,985	222,991	131,843	110,979	224	239	570	980	16,283	73,076	65,838	10,775	400	26,428	1,752	-	593	-	34,820	9,234	5,187	
保健衛生費	142,180	-	24,582	5,393	878	9,219	18,208	-	1,038	-	6,912	46,659	112,889	38,139	1,789	-	335	19,432	100	17,366	37,517	29,291	2,920	-	10,537	1,180	-	-	-	14,400	-	4,354	
産業経済費	948,824	-	78,533	15,885	7,729	45,108	82,396	492	3,309	-	73,300	123,462	430,214	218,532	73,010	47,053	2,689	18,545	57,664	44,877	87,907	518,610	21,679	136,683	298,027	14,970	48,947	36,949	405	107,116	19,439	56,674	
財産費	16,665	-	-	-	-	148	125	-	2,391	-	-	1,578	4,242	-	-	-	-	-	107	139	3,996	12,423	-	-	-	-	-	-	-	4,893	1,886	5,644	
統計調査費	10,230	-	5,272	811	880	1,181	1,075	-	-	-	867	144	10,230	8,826	636	-	-	-	-	-	1,404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
選挙費	18,764	165	210	606	1	3,447	6,427	-	-	-	7,600	308	18,764	14,627	6,660	60	-	-	-	100	4,037	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公債費	93,751	-	-	-	-	270	85	-	-	-	-	93,396	93,751	3,553	-	-	-	-	-	1,230	88,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸支出金	122,015	64	3,515	5,988	1,107	12,386	14,338	600	12	-	2,225	77,970	118,135	12,928	2,225	-	921	262	-	6,271	97,753	3,880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,880	
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	4,456,824	8,312	1,229,179	254,940	195,581	154,227	204,104	26,247	16,821	113,154	119,134	378,482	2,700,181	459,020	195,229	47,337	7,043	118,228	85,044	185,013	1,845,833	1,756,643	41,014	139,519	917,164	17,902	49,759	63,565	938	603,456	78,629	92,891	

表三

昭和27年度一般会計決算額分析表

(単位千円)

分 名	決算総額	消 費 的 経 費											投 資 的 経 費													備考									
		人 件 費				物 件 費				そ の 他			予算及決 算(見込) 額	予 算 及 決 算 ( 見 込 ) 額 の 財 源							予算及決 算(見込) 額	左 の うち		予 算 及 決 算 ( 見 込 ) 額 の 財 源							一般財 源				
		議 員 酬 料	基本給	職員手当	その他	旅 費	需用費	交際費	維 持 修繕費	生 活 保 護 費	市 町 村 へ の 交 付 金	そ の 他		国庫補助	国補のうち 市町村へ の交付金	諸 団 体 へ の 交 付 金	寄附金	使用料 及 手 数 料	起 債	その他		一般財源	市町村 へ の 交 付 金	諸 団 体 へ の 交 付 金	国 補		国補のうち 市町村へ の交付金	諸 団 体 へ の 交 付 金	寄附金	使用料 及 手 数 料		起 債	その他		
会費	34,849	6,218	3,506	1,064	994	1,568	3,736	1,460	222	-	-	277	32,044	-	-	-	-	-	-	32,044	2,805	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,805
庁費	349,426	378	171,097	41,186	102,600	9,196	13,876	3,620	1,810	-	-	645	344,408	-	-	-	-	-	-	28,607	315,801	5,018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,018	
消防費	5,833	369	158	34	7	787	952	150	-	-	300	3,076	5,833	-	-	-	-	486	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
木費	1,123,900	-	31,859	7,885	623	11,129	14,810	19,675	-	-	-	2,773	88,754	26,448	-	-	2,486	15,309	26,193	7,565	10,753	1,035,146	4,340	2,436	557,749	-	812	22,569	533	400,227	48,070	5,998			
育費	1,301,508	1,118	898,995	173,178	77,305	35,431	21,673	250	6,597	-	1,170	2,209	1,217,926	4,124	-	-	373	63,674	-	62,575	1,087,180	88,582	1,300	-	24,423	-	-	3,454	-	42,000	-	13,705			
及び 設 費	288,879	-	11,452	2,980	3,457	11,357	26,404	-	1,442	113,154	26,760	25,985	222,991	131,843	110,979	224	239	570	980	16,283	73,076	65,838	10,775	400	26,428	1,752	-	593	-	34,820	9,234	5,187			
衛生費	142,180	-	24,582	5,393	878	9,219	18,208	-	1,038	-	6,912	46,659	112,889	38,139	1,789	-	335	19,432	100	17,366	37,517	29,291	2,920	-	10,537	1,180	-	-	14,400	-	4,354				
経済費	948,824	-	78,533	16,885	7,729	45,108	82,396	492	3,309	-	73,300	123,462	430,214	218,532	73,010	47,053	2,689	18,545	57,664	44,877	87,907	518,610	21,679	136,683	298,027	14,970	48,947	36,949	405	107,116	19,439	56,674			
産費	16,665	-	-	-	-	148	125	-	2,391	-	-	1,578	4,242	-	-	-	-	-	107	139	3,996	12,423	-	-	-	-	-	-	4,893	1,886	5,644	-	-		
調査費	10,230	-	5,272	811	880	1,181	1,075	-	-	-	867	144	10,230	8,826	636	-	-	-	-	-	1,404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
拳費	18,764	165	210	606	1	3,447	6,427	-	-	-	7,600	308	18,764	14,627	6,660	60	-	-	-	100	4,037	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
債費	93,751	-	-	-	-	270	85	-	-	-	-	93,396	93,751	3,553	-	-	-	-	-	1,230	88,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
出金	122,015	64	3,515	5,988	1,107	12,386	14,338	600	12	-	2,225	77,970	118,135	12,928	2,225	-	921	262	-	6,271	97,753	3,880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,880		
備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,456,824	8,312	1,229,179	254,940	195,581	144,227	204,104	26,247	16,821	113,154	119,134	378,482	2,700,181	459,020	195,229	47,337	7,043	118,228	85,044	185,013	1,845,833	1,756,643	41,014	139,519	917,164	17,902	49,759	63,565	938	603,456	78,629	92,891			

00301-1

附 表 四

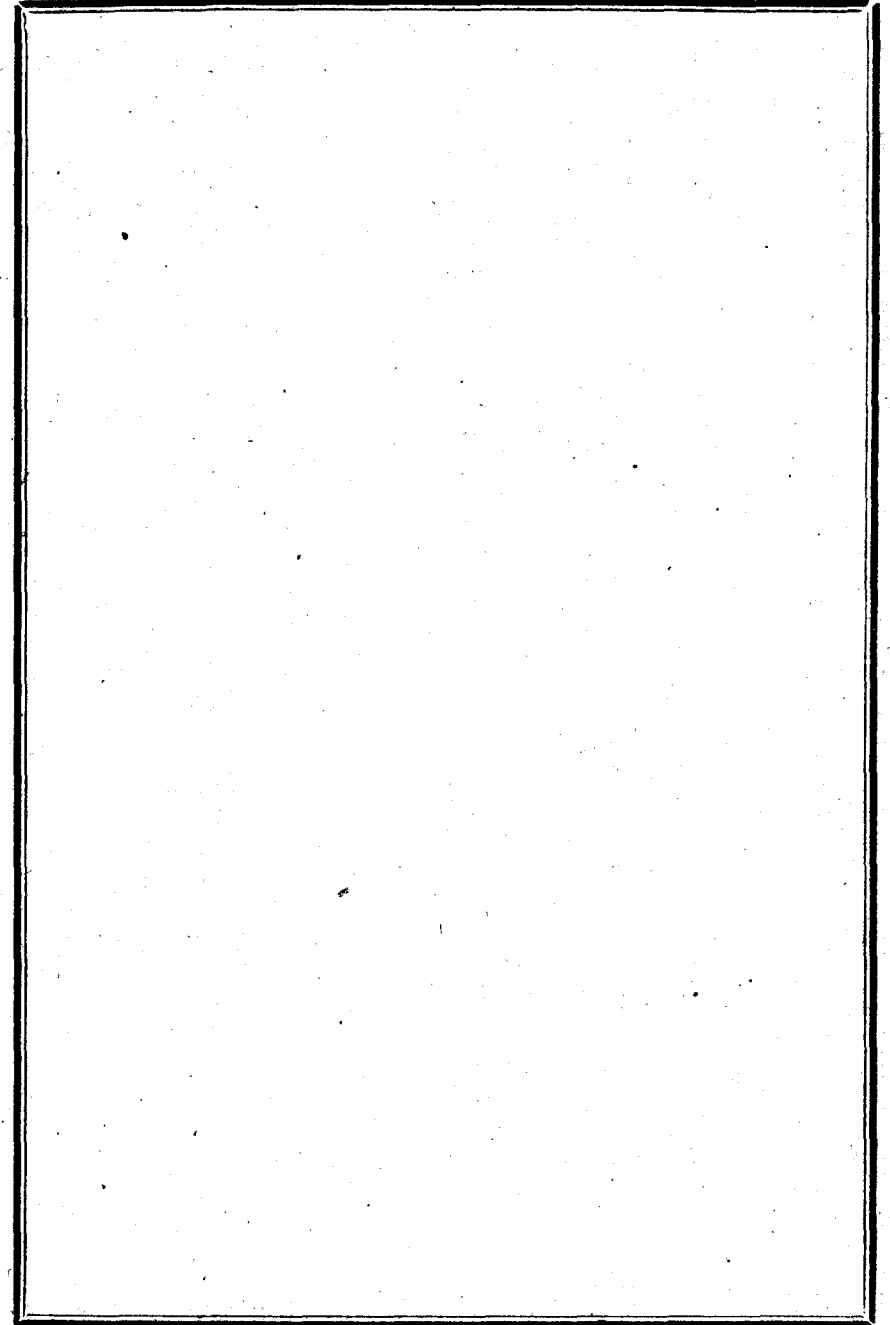
昭和27年度一般会計歳入歳出決算額と基準財政需要額との比較表

単位千円

大項目	小 項 目	歳出決算額	消費的 経 費	同 左 財 源 内 訳				投資的 経 費	同 左 財 源 内 訳				一般財源 (A)+(B) (C)	基準財政 需要額 (D)	(D)-(C)
				国庫支出金	地方債	その他特 定財源	一般財源 (A)		国庫支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源 (B)			
一、 土 木 費	1.道 路 費	212,709	48,423	3,874	10,367	5,125	29,057	164,286	77,409	70,921	10,646	5,280	34,337	55,318	20,981
	2.橋りよき費	76,492	9,730	1,431	4,327	597	3,375	66,762	34,543	33,289	12	△ 1,102	2,273	14,394	12,121
	3.河 川 費	299,657	33,047	8,037	4,827	6,042	14,141	266,610	158,317	129,931	9,003	△ 30,651	△ 16,510	43,389	59,899
	4.港 湾 費	83,962	9,412	2,308	1,419	2,518	3,167	74,550	39,719	30,139	2,554	2,144	5,311	5,527	216
	5.その他の土木費	501,276	39,338	10,798	5,253	11,635	11,652	461,938	247,507	135,947	48,367	30,117	41,769	20,810	△ 20,959
	計	1,174,096	139,950	26,448	26,193	25,917	61,392	1,034,146	557,549	400,227	70,582	5,788	67,180	139,438	72,258
二、 教 育 費	1.小 学 校 費	605,433	605,433	-	-	41,784	563,649	-	-	-	-	-	563,649	410,816	△ 152,833
	2.中 学 校 費	335,306	335,306	-	-	19,367	315,939	-	-	-	-	-	315,939	242,186	△ 73,753
	3.高等学校費	287,377	244,659	-	-	70,761	173,898	42,718	7,486	26,000	3,154	6,078	179,971	152,223	△ 27,753
	4.その他の教育費	125,085	84,221	4,124	-	8,168	71,929	40,864	16,937	16,000	300	7,627	79,556	52,688	△ 26,868
	計	1,353,201	1,269,619	4,124	-	140,080	1,125,415	83,582	24,423	42,000	3,454	13,705	1,139,120	857,913	△ 281,207
三、 厚 生 勞 働 費	1.社会福祉費	303,654	277,145	127,023	430	14,254	135,388	23,509	8,607	19,320	1,084	△ 2,502	132,886	106,121	△ 26,765
	2.衛 生 費	179,782	150,491	38,139	100	37,657	74,595	23,291	10,537	14,400	-	4,354	78,949	67,588	△ 11,361
	3.勞 働 費	63,975	24,596	4,820	500	3,187	16,089	39,379	17,821	15,500	8,743	△ 2,685	13,404	10,184	△ 3,220
	計	547,411	452,232	169,982	1,080	55,098	226,072	95,179	36,965	49,220	9,827	△ 833	225,239	183,893	△ 41,346
四、 産 業 経 済 費	1.農業行政費	579,492	352,833	196,541	1,047	45,473	109,822	226,609	160,860	19,953	19,369	26,427	136,249	96,739	△ 39,510
	2.林野行政費	249,252	57,444	16,338	6,367	14,877	19,862	191,808	122,627	36,413	28,448	4,320	24,182	30,457	6,275
	3.水産行政費	71,062	23,437	5,375	-	4,651	13,411	47,625	14,540	25,000	5,476	2,609	16,020	16,285	265
	4.商工行政費	132,413	79,845	278	50,250	2,358	26,959	52,568	-	25,750	3,500	23,318	50,277	15,160	△ 35,117
	計	1,032,219	513,609	218,532	57,664	67,359	170,054	518,610	298,027	107,116	56,793	56,674	226,728	158,641	△ 68,087
五、 戦 災 復 興 費		1,054	54	-	-	-	54	1,000	200	-	590	210	264	303	39
六、 そ の 他 の 政 務 費	1.徴 税 費	48,498	48,498	-	-	6,515	41,983	-	-	-	-	-	41,983	20,379	△ 21,604
	2.その他の諸費	273,753	249,627	36,381	107	14,085	199,054	24,126	-	4,893	1,886	17,347	216,401	175,844	△ 40,557
	計	322,251	298,125	36,381	107	20,600	241,037	24,126	-	4,893	1,886	17,347	258,384	196,223	△ 62,161
七、 公 債 費		26,592	26,592	3,553	-	1,230	21,809	-	-	-	-	-	21,809	25,216	3,407
合 計		4,456,824	2,700,181	459,020	85,044	310,284	1,845,833	1,756,643	917,164	603,456	143,132	92,891	1,938,724	1,561,627	△ 377,097







附表五ノ二

昭和27年度決算額節別分析表

番号	節 別	議 会 費	県 庁 費	警 察 消 防 費	土 木 費	教 育 費	社 会 及 び 勞 働 施 設 費	保 健 衛 生 費	産 業 経 済 費	財 産 費	統 計 調 査 費	選 挙 費	公 債 費	諸 支 出 金	予 備 費	合 計
1	報 更 給 旅 職 員 手 当	6,217,500	378,040	569,000	—	1,118,000	—	—	—	—	—	165,000	—	64,700	—	8,312,240
2	員 酬 給 料 費	2,321,967	102,269,949	74,600	20,147,327	793,585,225	5,119,537	10,997,206	45,675,124	—	3,316,497	157,200	—	1,771,950	—	985,436,582
3	給 旅 職 員 手 当	646,080	39,916,797	58,600	6,112,239	16,245,232	4,665,785	10,428,583	20,112,819	—	1,097,037	—	—	1,186,546	—	100,469,718
4	職 員 手 当	14,569,282	9,196,237	786,949	11,120,846	35,431,588	11,358,138	9,218,215	45,276,788	237,442	1,167,907	3,446,749	269,800	12,384,288	—	154,464,229
5	勤 務 地 手 当	1,602,701	70,096,257	58,985	13,484,513	262,342,754	4,645,753	8,548,683	28,629,508	—	1,669,770	653,743	—	6,474,504	—	398,212,171
	勤 務 地 手 当	236,251	9,794,060	10,755	1,892,573	24,816,371	766,954	1,397,396	3,881,315	—	342,973	14,230	—	238,943	—	43,391,821
	勤 務 地 手 当	301,974	19,116,047	14,400	3,706,489	64,348,125	899,263	1,758,598	8,863,432	—	515,772	38,400	—	317,970	—	99,880,475
	勤 務 地 手 当	422,092	16,122,000	11,350	2,302,984	4,093,617	655,996	1,197,770	3,458,120	—	58,858	576,677	—	199,049	—	29,095,513
	勤 務 地 手 当	39,189	1,861,867	1,710	345,034	9,994,295	122,324	273,269	848,668	—	56,067	2,310	—	35,081	—	13,579,814
	勤 務 地 手 当	311,025	8,111,184	13,411	1,507,303	42,479,183	556,705	1,121,031	4,446,747	—	254,092	9,626	—	165,669	—	58,975,976
	勤 務 地 手 当	177,365	7,501,641	7,359	1,475,871	41,335,344	535,891	1,161,907	3,641,368	—	250,839	9,624	—	164,062	—	56,261,271
	勤 務 地 手 当	111,205	1,003,045	—	759,525	41,980,173	702,573	603,835	1,329,608	—	—	—	—	236,166	—	46,726,130
	勤 務 地 手 当	3,600	44,400	—	159,800	93,600	—	—	11,999	—	—	—	—	—	—	313,399
	勤 務 地 手 当	—	6,179,370	—	1,134,936	33,161,870	406,042	909,597	2,148,251	—	196,169	7,876	—	117,977	—	44,262,088
	勤 務 地 手 当	—	362,643	—	199,998	40,176	—	125,280	—	—	—	—	—	4,999,587	—	5,727,684
6	雜 給 費	1,002,786	642,350	6,500	690,203	10,054,915	3,456,801	875,147	8,845,318	—	879,680	4,700	—	1,109,818	—	27,568,218
7	給 費	23,191	84,703,017	—	—	36,843,737	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121,569,945
8	又 手 退 隱 當 料 費	84,000	6,000	1,753,000	461,842	68,000	99,200	23,100	649,250	—	7,600	93,600	—	445,791	—	3,691,383
9	交 際 費	121,600	468,422	31,906	100,553,411	1,306,234	23,747,395	2,630,363	22,622,434	—	—	112,944	—	302,358	—	154,897,069
10	交 際 費	1,460,000	3,619,942	150,000	—	250,000	—	—	28,123	—	—	—	—	600,000	—	6,144,993
11	消 耗 品	105,730	1,713,840	137,257	7,704,037	3,231,436	7,180,000	1,817,734	13,803,665	36,474	107,858	2,626,953	52,993	1,661,089	—	40,179,066
12	食 料	303,597	980,438	30,439	6,745,224	1,603,138	1,856,193	1,470,242	3,173,364	—	42,429	144,847	—	1,003,480	—	17,363,391
13	食 料	445,562	1,758,982.80	147,330	3,614,681	495,361	5,132,817	386,084	4,101,144.80	—	60,607	416,239	299,983	1,674,511	—	18,533,302.80
14	印 刷 費	1,124,733	3,135,746	156,199	3,042,816	4,049,258	2,350,072	1,587,333	7,837,236	45,500	535,517	1,738,626	28,965	4,612,003	—	30,244,004
15	信 運 費	49,542	303,968	4,000	442,277	2,181,183	456,839	1,272,783	2,659,071	—	18,345	21,041	—	130,954	—	7,540,003
16	信 運 費	933,369	4,411,886	50,786	4,727,900	1,693,706	1,874,265	830,453	4,972,649	9,252	114,955	676,788	3,868	1,955,290	—	22,255,167
17	保 告 費	—	—	—	4,880	—	1,300	—	—	—	—	—	—	4,600	—	10,780
18	手 借 料	21,000	41,400	13,000	72,340	22,000	43,380	98,867	390,910	—	—	90,300	—	111,240	—	904,430
19	手 借 料	—	159,518	—	—	679,005	224,883	—	1,394,365	—	—	—	267.06	47,468	—	2,505,506.06
20	手 借 料	32,170	77,218	151,789	23,137,116	261,877	1,897,331	69,730	3,706,452	-20,684	9,589	48,600	—	663,665	—	30,076,221
21	手 借 料	—	—	—	10,300	—	5,000	—	21,955	—	—	—	—	11,000	—	48,255
22	手 借 料	—	55,825	—	110,552,974	909,000	15,126,221	1,991,156	17,808,036	—	626,960	150,000	—	851,900	—	148,072,072
23	手 借 料	221,981	1,787,359	2,650	8,092,276	628,802	1,235,124	1,219,288	3,658,440	640,000	5,250	45,805	—	488,462	—	18,025,437
24	手 借 料	2,699,800	4,047,925	99,820	456,458,322	63,646,880	25,035,370	11,339,250	261,051,939	7,078,500	12,000	—	—	3,880,000	—	835,449,806
25	手 借 料	666,204	1,583,856	124,176	13,529,482	25,838,195	4,552,038	12,315,717	11,501,907	3,926	172,301	469,841	—	1,673,243	—	72,430,886
26	手 借 料	—	—	—	186,264,033	80,000	3,635,094	11,203,857	41,454,006	—	—	—	—	—	—	242,636,990
27	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	手 借 料	—	1,355,000	—	42,777,764	4,453,870	1,778,390	4,164,400	21,337,549	7,101,300	—	—	—	—	—	83,018,273
29	手 借 料	—	—	—	13,320,014	—	3,923,557	118,119	3,401,318	—	—	—	—	—	—	40,702,205.16
30	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,512,025.45	427,171.71	—	73,583,036.41
31	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	手 借 料	—	—	—	25,517,037	—	277,232	150,000	2,465,113	—	—	—	—	5,000	—	28,414,412
33	手 借 料	189,980	16,708,397	1,615,000	63,082,347	34,204,865	39,353,903	13,096,400	316,553,576	—	384,550	7,695,442	—	9,724,688	—	502,609,148
34	手 借 料	1,852	8,495	—	2,233,701	51,870	601,067	15,863	409,069	1,492,212	—	—	—	3,674	—	4,817,803
35	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68,740,175
36	手 借 料	—	—	—	—	—	4,676,904	—	—	—	—	—	—	—	—	4,676,904
37	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	25,000	—	—	—	—	—	—	25,000
38	手 借 料	—	—	11,165	—	231,296	1,051,300	12,833,825	—	—	—	—	—	—	—	14,127,586
39	手 借 料	—	—	—	—	—	110,467,621	23,399,115	—	—	—	—	—	—	—	133,866,736
40	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	55,200,000	—	—	—	—	—	—	55,200,000
41	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	手 借 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		34,849,627	349,426,864.80	5,833,151	1,123,899,902	1,301,507,427	288,878,540	142,179,631	948,824,933.80	16,665,290	10,228,852	18,763,418	93,750,937.92	122,014,568.71	—	4,456,823,143.29



00306

附表六

昭和二十七年年度県税収入額調

(単位千円)

事業税	税目	予算額	調定額	収入額		不納欠損額	滞納額	備考
				収入済額	予算に対する割合			
現年度分	二六、八七	二六、三五六	二二、二二	八二・一%	二四九	三〇、七九六		
過年度分	二〇〇、八七〇	二二七、六六六	二〇四、七九九	一〇二・九%	八	一三、八八九		
滞納繰越分	三六、三〇三	一九、三三六	一七、七三三	四六・二%	四	一、六九九		
特別所得税	二七、六四五	二五、三〇四	八、七九	三二・五%	二二七	一六、三四八		
現年度分	九、三〇三	六、三六九	五、八六	六三・五%	一	五四九		
過年度分	八、九一八	五、八〇五	五、五九四	六三・七%	一	二二		
滞納繰越分	二	八	四	二〇〇・〇%	一	四		
入場税	三五、四〇一	七四、三〇三	五三、八三三	九七・一%	二	二〇、四四九		
現年度分	四、〇〇〇	五六、九一一	四九、四五	一〇九・七%	一	七、五〇六		
過年度分	一	一〇	三	三〇〇・〇%	一	七		
滞納繰越分	一〇、四〇〇	一七、三六一	四、四三四	四三・六%	二	一三、九三六		

00308

58 昭和28年11月30日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第112号

果 民 稅	地 租	家 屋 稅	酒 消 費 稅	電 氣 ガ ス 稅	船 舶 稅	電 話 稅	不 動 產 取 得 稅	木 材 引 取 稅
滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分	滯納繰越分
100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,346	106	173	33	1	46	99	1606	113
161	18	33	14	1	19	27	353	59
805	1155	711	1500	1	1200	2700	3530	1950
119	169	184	608	1	43	273	356	35
48	3	3	1	1	3	4	8	3
1,237	66	239	9	1	35	68	1,346	270

00307

昭和28年11月30日 月曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第112号 57

遊 興 飲 食 稅	自 動 車 稅	鑛 區 稅	漁 業 權 稅	狩 獵 者 稅	現 年 度 分	過 年 度 分	滯 納 繰 越 分
現年度分	現年度分	現年度分	現年度分	現年度分	現年度分	現年度分	現年度分
74,347	13,500	2,600	1,500	2,643	2,593	50	50
96,893	14,468	2,870	9	3,400	3,040	35	35
80,543	5,690	1,335	9	3,233	3,096	27	27
108,53	2,164	189	900	233	294	1	1
84,6	393	189	1000	99	296	4	4
18,348	876	684	133	207	188	1	1

年次	物価指数 (昭和十 年基準) A	決 算 額 (予 算)		税 收 入 決 算 (予 算) 額		C/B	摘 要
		決算(予算額) B	同実効額 (B/A) 円	税 收 入 額 C	同実効額 (C/A) 円		
明治三十四年	四九	二八三,四三二	七七,一〇八	二六,四一五	六八八,六八八	三七	
三十五年	四七	四三一,四九〇	八六,七六七	三〇,四五七	七六六,九三〇	四二	
三十六年	四七	四九八,八八二	八九三,三五五	四七,九一六	八九九,一八三	四八	
三十七年	五〇	五三〇,四八七	一,〇四〇,九七四	三九四,七七七	七八九,五五四	四三	
三十八年	五〇	三六六,一四三	六〇〇,八一九	三〇,四三三	六三三,四六三	三三	
三十九年	五三	三五九,四〇三	六〇〇,五三三	二八九,六六九	五〇八,三三六	二七	
四十一年	五五	四八〇,三三五	七三三,六七四	三四五,二四二	五九五,二四三	三三	
四十二年	五八	五九五,一八四	九五五,七一一	四七三,七四四	七五一,九七四	四二	
四十三年	六二	七五九,〇四二	一,〇八六,六六一	五〇二,九九九	八三三,八一一	四四	

累年の歳出決算額(予算額)及び税收入に関する調

鳥 取 県

附 表 七

入 湯 税	滞納繰越分	ミ シ ン 税	滞納繰越分	庭 園 税	滞納繰越分	都 市 計 画 税	過 年 度 分	滞納繰越分	水利地益税	滞納繰越分	合 計
110	1	1	1	1	1	6	1	5	1	1	四四、〇六五
三二	七	六	六	三	三	一〇一	一三	八九	六	六	四六五、六五九
三九	七	七	二	二	二	三〇	一三	一七	二	二	三六八、六四八
一九〇	〇	四〇〇	一、三〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	一、三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	九一、四
一一三	〇	一〇〇	三〇	六	六	二九	一〇〇	一九	三	三	八三、四
二	一	一	二	一	一	四	二	三	一	一	三三三
二四〇	一	一	一	一	一	七〇	一	七〇	一	一	七六、六六八

昭和  
二年

一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
三〇五	一九二	一七六	一六四	一四七	一三三	一二六	一〇四	九七	九七	九五	八三	七五	八九	一〇七	一一一	一一〇
三三、八九五、三三七	一五、六九七、八九三	一四、四九九、四四六	一三、一〇一、一一九	一一、〇九四、四六五	九、〇〇四、一八五	一〇、一七〇、二七〇	一一、四七五、〇三〇	一〇、〇九〇、三三四	八、三三六、五五九	七、三六七、七七五	七、二六六、〇〇八	五、四〇〇、六六八	五、四七、五五八	四、八九七、一四九	五、三三三、〇〇〇	五、六六、〇〇七、六六六
一一、六五六、三三七	八、二二八、七九三	八、二二五、五九四	七、九八八、四八七	七、五〇〇、六六六	七、二九三、三三七	七、九六六、一九八	一一、〇〇〇、六六六	一〇、一〇一、三三七	八、四八〇、三三三	七、七五三、五三三	八、六三三、八四〇	七、九三〇、八七七	六、〇〇七、一五〇	四、五七六、七七五	四、六〇〇、三六一	五、一〇〇、六六六
二四	八二	八二	七八	七四	七七	七八	一〇八	一〇〇	八三	七六	八五	七八	〇	四七	四七	五〇
一一、二五、三三六	一一、七六、一〇八	一一、〇六、一五九	九三、八三四	二、三三、三七四	二、一八六、〇六三	一、九七九、五〇三	一、九二二、八五六	一、八三三、五五五	一、八八八、九六七	一、八六六、六〇六	一、八二八、五四四	一、八〇一、六六〇	一、九六一、六三三	二、〇〇八、八八六	二、〇〇三、七三三	二、〇五二、一九九
五四、四〇六六	六五、七六三	六六、八八八	五五、七、二六	一、四四、六五五	一、三七一、〇三三	一、三三九、三八五	一、八三三、〇七五	一、八七五、二四四	一、八七五、二四四	一、九九五、九二二	二、一九二、一〇六	二、一〇二、二四〇	二、三三六、三三三	一、八七七、三七〇	一、八三九、二二二	一、八六四、七三六
三九	三三	三三	三〇	八三	八九	八五	九九	一〇〇	一〇一	一〇七	一一八	一一〇	一一〇	一〇一	一〇〇	一〇一
五	七	八	七	三〇	三三	三〇	一七	一八	三三	二六	三五	三〇	三三	四二	四三	三三

大正  
元年

一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	
二六	一〇	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	
六、〇二二、二九一	五、四四四、〇〇九	五、六五九、一七七	三、七〇七、六九四	四、七三三、〇〇〇	五、二六八、六二九	八、二七七、六六六	六、四〇二、六七七	一、六四三、一七七	九、九六、九三三	一、三三六、六六六	六、九八、一四四	一、三三九、九四一	一、四三三、三三三	九七、一八七九	六七、六六六	六六、六六六
五、一九〇、七六〇	四、一八八、四六六	四、七三三、三三三	二、八七七、四〇六	三、三三三、三三三	三、九七五、八六六	四、九二七、一八三	四、一八四、七三六	一、三三四、三三三	一、〇三三、六六六	一、七五八、三三三	一、四三三、七六〇	二、一六二、一九五	二、三三三、〇〇〇	一、四三三、一九八	一、二二二、二二二	一、一八二、四六六
五二	四二	四三	三六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二、一三三、五二八	三、一五〇、一五九	二、〇〇四、五五五	二、一三三、四二二	一、七九五、七三三	一、六六〇、〇〇〇	一、三三三、二二二	一、一九六、二六六	九、九、八九〇	七、八二、一一七	七、三六、六〇六	七〇九、六六六	七、七三、七三三	七、〇〇、五五五	九七、六六六	六〇、五、〇〇〇	五八、九〇、三三三
一、八六六、六六六	一、六五、九六八	一、五二八、三二七	一、六三三、八三三	一、四三三、九三三	一、二六六、三三三	一、一三三、三三三	八、七、三三三	七、八三、一八〇	七、三三、七三三	八、三三、二八二	九、八、八〇九	一、二四四、五五五	一、三三三、八三三	一、四二二、七三三	九、九、二九九	九、九、二九九
九九	九九	八二	八九	七六	六九	七六	六九	四四	四四	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三五	三九	三五	五八	四四	三三	三三	一七	一八	五五	七九	五五	八〇	五七	五〇	九四	七六

(註) 物価指数は東京卸売物価指数(日本銀行調査)で昭和九(一一年を100)とした。

一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
三三三	三五〇	一、六三七	四、八八五	二、七九三	二〇、八七六	二四、六八一	三三、二五三	三三、九三六	三三、九三七
二九四六二、二九九	五、一六〇、六八八	一八三、八二七、二四	五七三、九六四、五九一	一、四六三、三九三、五九	二、二二五、四六、七六	二、四九三、七〇、四七三	三、一八二、三三三、三六	四、四五六、八三三、一四三	五、一三三、三七八、五〇〇
一二、六九六、八三三	一五、七〇〇、一九七	一一、三九七、九七	一一、八九九、五七六	一一、四三〇、四二	一〇、一三三、二九四	一〇、一〇一、五七八	九、三九一、五四	二、七七七、〇八	一四、六四四、五八七
一二四	一五四	一一一	一一七	一一三	九九	九九	九二	一三五	一四四
一、四〇八、七六七	一、三四一、八三三	一三、三六三、〇九七	五五、六八八、一四七	六、一七五、九九九	三三、二二四、〇三六	二八九、三六六、〇三〇	三九三、八四〇、二六	三八八、六四七、五六六	四三四、九〇〇、六〇三
六〇七、七三六	三八三、三七八	八五、一八七	一、五五、一〇三	六〇三、三六七	一、五四三、九八八	一、七三、四三四	一、四九、七九八	一、二二、四五六	一、二六、五三九
三三	二二	四四	六三	三三	八三	六三	六三	六〇	六六
五	二	七	一〇	五	一五	一三	一三	九	八

昭和四年(月十五日)第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取縣鳥取市東町 鳥取者 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣 鳥取市東町 鳥取縣